# 日中一時支援事業 ウィルケアみよし 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上 ご注意いただきたいことを説明するものです。

	* 目 次 *	
1	事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
2	事業の目的と運営方針・・・・・・・・・・・・・ 1	
3	開設日及び開設時間・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
4	事業所の職員体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
5	事業所が提供するサービスと利用料・・・・・・・・・・ 2	
6	サービス利用に関する注意事項・・・・・・・・・・・ 3	
7	その他運営に関する注意事項・・・・・・・・・・・・ 3	
8	損害賠償保険への加入・・・・・・・・・・・・・・・ 3	
9	苦情の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	

# 1 事業所の概要

事業者名称	株式会社 ウィルケア
代表者名	代表取締役 中村 忍
事業所名称	ウィルケアみよし
事業所の所在地	〒703-8261
	岡山市中区海吉1441-1
提供サービスの種類	日中一時支援事業
責任者及び連絡先	責任者 田中 茂義 (086) 238-6360
サービス利用可能地域	岡山市(旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町を除く)
日中一時支援事業所番号	3360103679

# 2 事業所の目的と運営方針

事業の目的	株式会社ウィルケアの設置するウィルケアみよし(以下「事業所」という。)が行	
	一時支援事業(以下「事業」という。)事項を定め、事業所の職員が障害児(以下「利用	
	者」という。) に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。	

運営の方針	1 事業所は利用者一人ひとりの意志及び人格を尊重し、その居宅における生活と利用
	中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、事業所において利用者及び保護者が
	相互に社会的関係を築き、安全かつ安心な日常生活を営む事を支援する。
	2 事業の実施に当たっては、関係市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健
	医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービス
	の提供に努めるものとする。

## 3 開設日及び開設時間

開設日     月曜日~土曜日	
	ただし、国民の休日、8月13日~15日と12月29日~1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前9時~午後17時まで
利用定員	10名

## 4 事業所の職員体制

職種	従事する事業内容	職員数
責任者・指導員	管理運営	常勤2名

### 5 事業所が提供するサービスと利用料

#### (1) サービス内容

障害児の日中における活動の場を確保し、障害児等の家族の就労支援及び障害児等を日常的に介護している家族 の一時的な休息を提供する。

### (2) 利用料の支払い

- ①日中一時支援事業を利用した際には、日中一時支援事業に係る利用者負担額をお支払いいただきます。
- ②補助金額の1割

生活保護世帯・市民税非課税世帯:無料

- ③利用料とは別に、以下に定める費用についてご負担をいただきます。
  - (ア) 給食サービスの提供に係る食事代 一食あたり 300円
  - (イ) おやつサービスの提供に係るおやつ代 一回あたり 50円
  - (ウ) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者に負担させることが適当 とみられるものの実費。

費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行います。また、費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付いたします。

④上記料金・費用は、利用月ごとに計算し請求しますので、事業にお支払いください。

# (3) 利用の中止、変更、追加

サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供が できない事があります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するなど必要な調整をいたします。

6 サービス利用に関する注意事項

## (1) 利用証の確認

「住所」及び「支給決定」、「支給量」「障害程度区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、本事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合は、ご提示くださいますようお願いします。

### 7 その他運営に関する注意事項

- (1) 事業者は、提供した事業に関する利用者及び保護者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための常設窓口を設置します。
- (2) 事業者は、提供した事業に関する利用者及び保護者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (3) 事業者は、従業者の資質の向上のためにその研修の機会を確保し、業務の執行体制についても検証、整備します。
- (4) 事業者は、従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約時に提示します。
- (5) 事業提供にあたり、他の機関との連携を行う際の利用者又はその家族に関する情報を提供する場合はあらかじめ文書により利用者又は保護者の同意を得て行います。
- (6) 事業提供にあたり、従業者はそれぞれの利用者について、諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間の保存管理を行うものとする。

※利用者の記録や情報の管理、開示について事業所は利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに 応じてその内容を開示します。(開示に関して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

- (7) 事業者は、従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備します。
- (8) この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、株式会社ウィルケア 代表取締役社長と事業所の責任者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 8 損害補償保険への加入

本事業者は、下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社名 日新火災海上保険 保険の概要 統合賠償責任保険

#### 9 苦情の受付

日中一時支援事業 ウィルケアみよし	電話番号: (086) 238-6360 受付時間:午前9時~午後5時
外部相談窓口	岡山県運営適正化委員会
	岡山市北区南方 2-13-1
	電話/FAX: 086-226-9400

令和 年 月 日

説明を受けました。 保護者氏名 印

説明をしました。 責任者 田中 茂義 印